

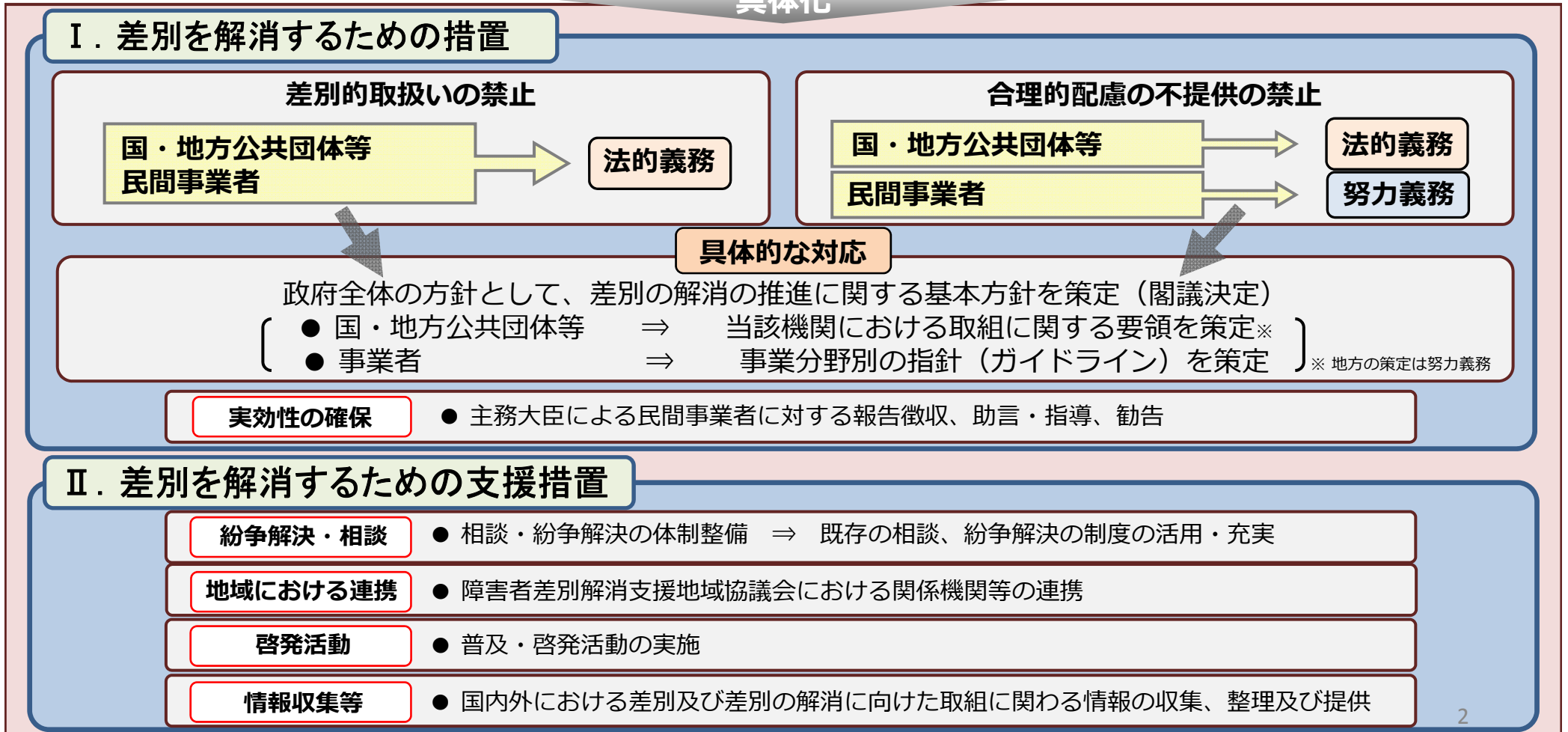
障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律について
～障害者差別支援地域協議会関連～

平成26年1月22日(水)
中央合同庁舎4号館第3特別会議室
内閣府

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法〈平成25年法律第65号〉）の概要

<p>障害者基本法 第4条</p> <p>基本原則 差別の禁止</p>	<p>第1項：障害を理由とする差別等の権利侵害行為の禁止</p> <p>何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。</p>	<p>第2項：社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害の防止</p> <p>社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによつて前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。</p>	<p>第3項：国による啓発・知識の普及を図るための取組</p> <p>国は、第一項の規定に違反する行為の防止に関する啓発及び知識の普及を図るため、当該行為の防止を図るために必要となる情報の収集、整理及び提供を行うものとする。</p>
---	---	--	--

具体化



差別を解消するための支援措置①（第14条～第16条）

相談及び紛争の防止等のための体制の整備

（相談及び紛争の防止等のための体制の整備）

第十四条 国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう必要な体制の整備を図るものとする。

【趣旨】 障害を理由とする差別の解消を効果的に推進するため、障害者等からの相談に応じ、紛争の防止や解決を図ることができるよう必要な体制整備に努めることとするもの。

障害者に関する既存の相談窓口等（必ずしも差別に関する相談を行っていないものを含む）

福祉事務所，地方公共団体の担当部局，保健所、教育委員会，法務局・地方法務局，都道府県労働局，公共職業安定所（ハローワーク），児童相談所、基幹相談支援センター，都道府県障害者権利擁護センター，市町村障害者虐待防止センター 等

啓発活動

（啓発活動）

第十五条 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。

【趣旨】 障害を理由とする差別の解消を効果的に推進するため、国民の関心と理解を得るために必要な啓発活動を行うもの。なお、障害者関連施設の立地に関し、住民の同意を要件とする等の他の施設にはない特別な措置を行わない他、本条の趣旨を踏まえ、障害者に対する住民の理解を得るために必要な啓発活動を行うことが適当。

情報の収集、整理及び提供

（情報の収集、整理及び提供）

第十六条 国は、障害を理由とする差別を解消するための取組に資するよう、国内外における障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

【趣旨】 国内外の障害を理由とする差別に関する具体的な事例や差別の解消に関する取組等の情報を収集・公表し、本法の適切な運用に活かすこと等を目的とするもの。

差別を解消するための支援措置②（第17条～第20条）

障害者差別解消支援地域協議会

趣旨・目的

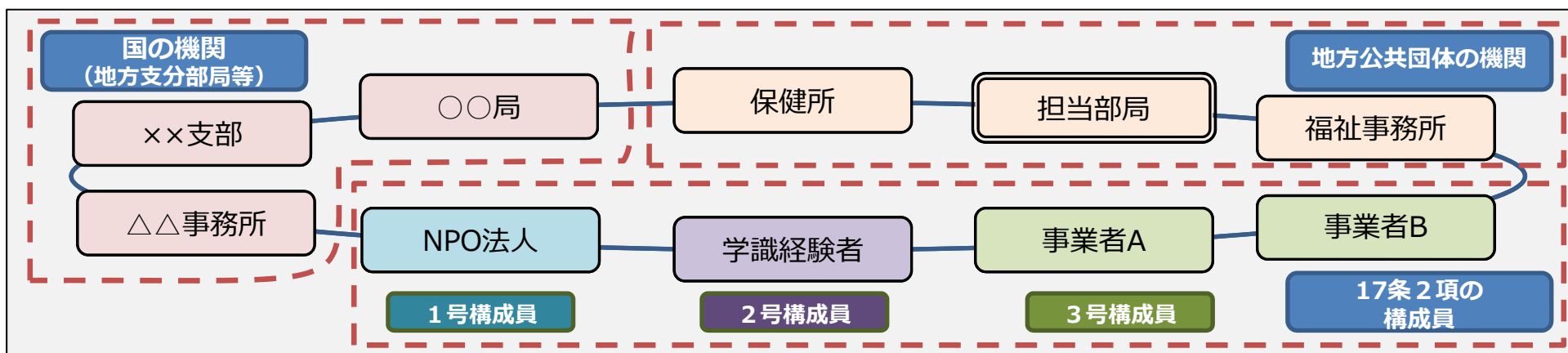
障害者が行政機関に対して差別に関する相談等を行うに当たり、どの機関がどのような権限を有しているかは必ずしも明らかではなく、また、相談等を受ける機関としても、当該機関だけでは対応できない可能性。

このため、国及び地方公共団体の機関において、障害者差別解消支援地域協議会を組織することで、地域において障害を理由とする差別に関する相談や紛争の防止・解決等を推進するためのネットワークを構築。

これにより、いわゆる「制度の谷間」や「たらいまわし」が生じない体制の構築や地域全体での相談・紛争解決機能の向上が図られることを期待。

※ 法律上、協議会の設置は各地方公共団体の判断となっており、必置とはされていない。

組織・運営のイメージ



協議会においては、① 必要な情報の交換、② 障害者からの相談及び相談事例を踏まえた差別解消のための取組に関する協議、を行う。各構成機関等は、協議の結果に基づき、当該相談事例を踏まえ、差別解消のための取組を実施。

協議会の構成は、地域の実情等を踏まえ、各協議会において判断。また、協議会の庶務は、協議会を構成する地方公共団体において処理。

※ 協議会は必ずしも条例設置である必要はない。

障害者差別解消支援地域協議会体制整備事業の概要

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律
平成25年6月26日公布
平成28年4月1日施行

第17条関係 障害者差別解消支援地域協議会
国及び地方公共団体の機関であつて、障害者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事するものは、地方公共団体の区域において関係機関により構成される障害者差別解消支援地域協議会を組織できるものとする。

第18条関係 協議会の事務等
協議会は、情報の交換、障害者からの相談及び事例を踏まえた協議並びに障害を理由とする差別を解消するための取組を行うとともに、必要があると認めるとき又は協議会の構成機関等から要請があった場合に必要があると認めるときは、構成機関等に対し、事案に関する情報の提供及び意見の表明その他の必要な協力を求めることができるものとする。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する取組を行う組織として障害者差別解消支援地域協議会を規定しているが、自治体の規模、地域課題、社会資源の多寡など地域の特性は様々・・・

障害者差別解消支援地域協議会体制整備事業 ※平成26年度は予算要求中

平成25年度～

①地域協議会在り方検討会の設置・運営

- ・学識経験者等により構成される委員会を設置し、協議会の在り方を検討
- ・10名程度で構成し、平成25年度から8回程度実施
- ・条例制定自治体における取組内容や事例を収集

設置・運営マニュアル・事例集を策定

調査

報告

平成26年度～ ※予算要求中

②地域協議会体制整備推進事業の実施

- ・法律の規定を実践した場合の効果や影響を検証【条例制定自治体】
〔都道府県〕北海道、岩手県、千葉県、熊本県、長崎県 等
〔市町村〕さいたま市、八王子市、別府市 等

新たに国の機関等と連携する取組を体制整備推進事業として実施

各地方公共団体の区域における行政機関等に提示※

※提示に当たっては、説明会の開催やHPへの公開、検討会委員をアドバイザーとして派遣することなどが考えられる。

各地方公共団体等が設置・運営マニュアルやアドバイザーの意見を参考とすることにより、法施行後、障害者差別の解消の取組を進める地域協議会が速やかに組織される